

【研究報告】

ラオスにおける法学教育

名古屋大学大学院国際開発研究科

国際協力専攻博士課程 瀬戸裕之

はじめに

ラオス人民民主共和国においては、現時点では修士以上の法学教育は行われておらず、主にラオス国立大学法・政治学部において学部レベルの法学教育が行われているのみである。そのため本稿においては、同大学同学部を調査対象として、その組織、カリキュラム、教授陣、学生、教務活動、課外活動、国際交流の制度と実際について明らかにし、最後に学校の教務面、学生の学習面、生活面について、筆者がインタビューを行った結果をまとめている。

本稿を執筆したのは、2002年6月であるが、資料収集及びインタビューは、筆者が2002年3月にラオス国立大学法・政治学部を訪問した時に行ったものであり、そのため本稿はその時点における情報に基づいている。

第1 ラオス国立大学法・政治学部の組織構成

1 ラオス国立大学法・政治学部の経緯

ラオス国立大学法・政治学部は、1986年10月に司法省によって中級法律学校（高校卒業後3年間の教育）として設立された。当時の学生は、52人（女性6人）であり、司法省が、普通科学生及び職員から学生を選抜し、司法省の敷地内において教育を行っていた。その後の学生数の変化は、以下のとおりである。

- ・1987-1988年、学生入学数55人（女性9人）
- ・1988-1989年、学生入学数55人（女性14人）
- ・1989-1990年、学生入学数70人（女性15人）

1989年に、ドーン・ノックム村（現在のキャンパス）に法律学校の事務棟及び教室棟が完成し、教育を司法省の集会場から現在のキャンパスへと移した。1992年8月30日に、司法省は、中級法律学校を、上級法律学校（高校卒業後5年間の教育）へと格上げすることを許可し、それによってカリキュラムは、入学前の準備年を入れて6年制となった。また、3年次から5年次は、各学科に分かれて学習を行うことになった。当時の学科は、以下のとおりである。

- ・法律学科
- ・政治学科

* 瀬戸裕之氏は、平成10年10月から平成13年8月までの間、ラオス国立大学法・政治学部に留学している。本稿は、ラオスの法学教育の実情を調査し、その詳細を報告するものである。

・経済学科

その後、1997年7月9日に出された首相布告第4号に従って、上級法律学校は、1997年9月17日に、教育省の下にあるラオス国立大学に、法・政治学部として付属することになった。

1998-1999年度に、指導委員会は、これまでの専門教育のみの5年間の教育システムである上級レベルのカリキュラムから、1年次、2年次において一般教養を学習した後に3年以上の専門教育を受ける学士レベルのカリキュラムへ改正を行って現在に至っている¹。また、1998-1999年度のカリキュラム改正以降、法・政治学部の学科において経済学科が廃止されて、法律学科と政治学科の二つの学科から構成されるようになった。

2 法・政治学部の組織構成

法・政治学部は、ラオス国立大学総長の直接の指揮下に置かれており、また、教育省からの緊密な指導を受け、更に政府の諸省・機関からの協力を受けている。

組織構成は、以下のとおりである。

- ① 学部長
- ② 事務・総務課
- ③ 教務課
- ④ 法律学科
- ⑤ 政治学科
- ⑥ 図書室班
- ⑦ 課外活動班

これらの組織には更に様々な専門業務班が属しており、法・政治学部内の活動を補佐している²。

3 学部の行政事務担当

2002年3月における学部の行政事務の担当は、以下のとおりである。

- ・学部長（代行）：カムソーン・スリニャセーン³
- ・副学部長：ソムパン・チャントリーウオン
- ・副学部長兼政治学科長：ブンティアン・ポムマチャン⁴
- ・法律学科長：セータウィー・インタウオン
- ・事務・総務課長：シーパン・マニーウオン
- ・事務・総務課副課長：ブンホーム・サイニャウオン
- ・教務課長：カムパーン・ウオンパチャン
- ・教務課副課長：チャイポーン・タムマウオン
- ・図書室長：ウンフアン・パナーワン
- ・学生活動課長：ラムペーンチャン・カンタウオン⁵
- ・学生活動課副課長：クントーン・チャントランシー

- ・法律学講座長：ブントウン・シートーンケーオチャムパー
- ・政治学講座長：ケーオサーイチョン・サーイスワンナウオン
- ・行政学・政治科学講座長：ウィライ・ランカーウオン
- ・国際関係法講座長：ブンミー・ラーッサーミーサイ
- ・民事・刑事訴訟審理講座長：キッティサック・ブッサーセーン
- ・外国語講座長：サーイカム・チャンタラー
- ・財務・会計業務班長：オーンター・ソーブンニャー
- ・建物・修繕業務班長：クンカム・シーハーラート⁶

事務・総務課による資料によれば、学部事務局の任務は、以下のとおりである。

- ・学部長に提出するための問題整理
- ・文書管理
- ・財務・予算
- ・資材，車，建物の管理
- ・職員に対する手当，昇進，給与
- ・新しい職員の採用の提案
- ・大衆組織の業務（青年団，労働組合，女性同盟）
- ・党の業務，基幹部会委員会の業務補佐

4 法律学科及び政治学科の構成

学部の事務・総務課の資料によれば、2000-2001年度における法律学科及び政治学科の構成は、以下の通りである。

(1) 法律学科

- ・教員数16人
- ・講座（事業法，刑法，民法）
- ・学生数，4年生210人，5年生204人（計画外112人（この「計画外」については，下記4「法・政治学部の学生」参照），女性39人）

(2) 政治学科

- ・教員数12人
- ・講座（行政・行政管理，政治，国際法）
- ・学生数，4年生216人，5年生205人（計画外39人，女性51人）

各学科の教官数は、全部で27人であり、そのうち上級レベルが2人，学士号レベルが23人，修士号レベルが2人であり，更に外国において修士号レベルの教育を受けている教員が6人いる。また，教授陣の体制については，後に詳しく述べる。

第2 カリキュラム構成

1 ラオス国立大学法・政治学部のカリキュラム構成

法・政治学部は、1999-2000年度以降，法学専攻学士号カリキュラム及び政治学専攻学

士号カリキュラムという二つの基本的なカリキュラムに従って教育を行っている。法・政治学部において行われるカリキュラムは、法律学科と政治学科のどちらも5年間のカリキュラムであり、その中には、2年間の一般教養学部社会科学コースにおける教育が含まれている。そのため、学生は、国立大学（ドンドーク・キャンパス）の一般教養学部において2年間の課程を終えた後に、法・政治学部（ドーン・ノックム・キャンパス）の3年次に入学して必要単位を取得する。1998-1999年度以降において、卒業生に対して学士号レベルの修了証書を与えている。法学士号（Bachelor of Laws, LL.B.）及び政治学士号（Bachelor of Arts; Political Science）は、教育省の認定によるものである。

法・政治学部の教育哲学は、知識及び能力を持ち、しっかりとした倫理を身に付け、正義を愛し、法により国・社会を管理する新しい時代における政策及び経済・社会開発計画に対して貢献するように法学士の学生を教育することである。

全学習期間は、5年であり、1年次から2年次は一般教養学部において教育学習を行い、2年次から5年次には法・政治学部で教育学習を行う。全部で10学期であり、1年は2つの学期で構成され、1つの学期は4か月間（試験期間を含まない。）により構成される。前期は、9月より開始され、1月が試験期間となる。後期は、3月から始まり、6月までであり、6月末から7月初めに学年末試験が行われる。一週間におよそ28-32時間学習し、1時間につき10分の休憩がある。5年次の後期においては、2か月間の現場実習を行い、卒業論文を作成する。

法・政治学部の教育学習は単位制であり、各学科に共通して単位算定は以下のように定められている。

－理論の講義（一学期あたり15講義時間）	1 単位
－2か月間の現場実習	2 単位
－卒業論文	1 単位

法律学科の学生が習得しなければならない単位数は、一般科目が、一般教養学部において30単位である。専門科目は、一般教養学部において40単位である。法・政治学部における専攻科目は、必修科目が92単位、選択科目が5単位、自由選択科目が3単位以上、その他、現場実習が2単位、卒業論文が1単位である。

政治学科においては、一般科目が、一般教養学部において30単位である。専門科目は、一般教養学部において40単位である。法・政治学部における専攻科目は、必修科目が90単位、選択科目が60単位、自由選択科目が3単位以上、その他、現場実習が2単位、卒業論文が1単位である⁷。

2 一般教養学部における教育

学生達が1年次及び2年次に学ぶ基礎教育は、ドンドーク・キャンパスにある一般教養学部（the School of Foundation studies.）において実行されている。基礎教育の主な目的は、大学制度全体にわたる学問的統合について学生達に初歩を教えること、学部における専門学習のために学生達を準備させること、外国に留学するために選ばれた学生を訓

練することである。

一般教養学部のカリキュラムの構造は、1年目においては、自然科学コースと社会科学コースの二つのコースに分かれる。2年目には、1、数学、物理学、工学及び建築コース、2、生物学、農学、森林学、医学コース、3、法律及び行政、経済及び経営、人文及び社会学、4、外国語コースの4つのコースに分かれる。法・政治学部に進学する学生は、1年次において社会科学コースに入り、2年次に法律及び行政コースに進学して学習する⁸。

法・政治学部の学生が一般教養学部で学ぶ科目及び単位数は、以下のとおりである⁹。

<1年次>

- ・前期 (17単位, 週28時間) : ラオス語 (3単位), 外国語 (2単位), 修身 (1単位), 体育 (1単位), 数学 (3単位), 化学 (3単位), 歴史 (4単位)
- ・後期 (17単位, 週28時間) : ラオス一般知識 (2単位), 外国語 (2単位), 哲学 (2単位), 環境科学 (1単位), 数学・統計 (3単位), 生物学 (3単位), 地理学 (4単位)

<2年次>

- ・前期 (18単位, 週28時間) : ラオス一般知識 (2単位), 外国語 (2単位), 経済学 (2単位), コンピューター (2単位), 数学 (2単位), 歴史 (4単位), 心理学 (4単位)。
- ・後期 (18単位, 週28時間) : ラオス一般知識 (2単位), 外国語 (2単位), 経営学 (2単位), コンピューター (2単位), 地理学 (4単位), 経済学 (2単位), 社会学 (4単位)

3 法・政治学部における教育カリキュラム¹⁰

(1) 法律学科

カリキュラム名は、法律学専攻学士課程 (**Bachelor of Law Program**) であり、修了証書名は、法学士 (**Bachelor of Laws**) である。カリキュラムの哲学は、法学士の学生を養成して法律面における知識を身に付けさせ、倫理の中に自らの振舞を持ち、及び法律技術において責任を有するようにすることである。

法学士カリキュラムの目的は、学生を養成して、理論面及び執行の両方の面において法律面における知識レベルを持たせ、司法機関の中で、及び様々な部門において法律面における職業に就く能力を身に付けさせることである。

法律学科の教育カリキュラムは、4つの講座及び科目群に分けられる。

- ① 刑法講座 : 刑法1, 刑法2, 犯罪学, 心理学
- ② 民法講座 : 民法1, 民法2, ローマ法
- ③ 訴訟法講座 : 刑事訴訟法, 民事訴訟法, 司法組織, 訴訟文章作成技術
- ④ 経済法講座 : 事業法及び破産法, 投資法, 税法, 保険法

また、3年次以降に習得する単位は、以下のとおりである。

< 3年次 > (法律学科・政治学科合同)

- ・前期 (18単位, 週24時間) : 司法組織・機関 (2単位), 刑法1 (3単位), 民法1 (2単位), ローマ法 (2単位), 国家と法理論 (3単位), 国家行政哲学 (4単位), 外国語 (2単位)
- ・後期 (18単位, 週22時間) : 司法組織・機関 (継続, 2単位), 刑法1 (継続, 3単位), 民法1 (継続, 3単位), 比較行政 (2単位), 土地・森林・水・流域資源法 (4単位), 国際法 (2単位), 外国語 (2単位)

< 4年次 > (法律学科を選択した学生)

- ・前期 (17単位, 週22時間) : 刑法2 (3単位), 民法2 (4単位), 事業及び会社破産法 (3単位), 税法 (3単位), 犯罪学 (2単位), 外国語 (2単位)
- ・後期 (19単位, 週22時間) : 刑法2 (継続, 3単位), 民法2 (継続, 4単位), 投資法 (2単位), 労働及び社会保障法 (4単位), 犯罪病理学 (2単位), 保険 (2単位), 外国語 (2単位)

< 5年次 >

- ・前期 (20単位, 週22時間) : 刑事訴訟法 (6単位), 民事訴訟法 (5単位), 訴訟文章作成技術 (4単位), 党及び国の政策路線 (3単位), 外国語 (2単位)
- ・後期 : 2か月間の現場実習 (2単位), 卒業論文 (1単位)

(2) 政治学科

カリキュラム名は, 政治学専攻学士課程 (Bachelor of Arts Program in Political Science) であり, 修了証書名は, 政治学士号 (Bachelor of Arts; Political Science) である。カリキュラムの哲学: 政治学学士の学生を養成して法律及び国家・社会の管理原則における知識を身に付けさせる。同時に, 理論を現実の業務の中に適切かつ正しく活用する能力を身に付けさせることである。

政治学学士カリキュラムの目的は, 学生を養成して, 政治学の分野, 理論及び実践面における知識を身に付けさせ, 社会の中における様々な現象を分析する方法を理解させ, 学んできたことや知識を利用して自ら及び社会に役に立つようにし, 倫理及び社会に対する高い責任感を身に付けさせることである。

政治学科の教育カリキュラムは, 4つの講座及び科目群に分けられる。

- ① 基礎講座: 国家行政哲学, 国家と法理論, 土地・水・森林法, 労働及び社会保障法
 - ② 国家行政講座: 行政法, 全面的開発, 国家財政, 比較行政
 - ③ 機関行政講座: 行政技術・人間関係, 機関行政, 人員行政
 - ④ 国際関係講座: 国際公法, 国際私法, 国家間経済・商業関係, 国際関係史
- また, 3年次以降において習得する単位は, 以下のとおりである。

< 3年次 > (法律学科・政治学科合同)

- ・前期 (18単位, 週24時間) : 司法組織・機関 (2単位), 刑法1 (3単位), 民法1 (2単位), ローマ法 (2単位), 国家と法理論 (2単位), 国家行政哲学 (4

単位), 外国語 (2 単位)

- ・後期 (18単位, 週22時間): 司法組織・機関 (継続, 2 単位), 刑法 1 (継続, 3 単位), 民法 1 (継続, 3 単位), 比較行政 (2 単位), 土地・森林・水・流域資源法 (4 単位), 国際法 (2 単位), 外国語 (2 単位)

< 4 年次 > (政治学科を選択した学生)

- ・前期 (19単位, 週22時間): 税法 (3 単位), 行政法 (4 単位), 機関行政 (4 単位), 人事行政 (4 単位), 国際公法 (2 単位), 外国語 (2 単位)
- ・後期 (18単位, 週18時間): 投資法 (2 単位), 労働及び社会保障法 (4 単位), 開発 (4 単位), 行政法 (継続, 4 単位), 国際公法 (継続, 2 単位), 外国語 (2 単位)

< 5 年次 >

- ・前期 (18単位, 週20時間): 党及び国の政策路線 (3 単位), 国家財政 (4 単位), 国家間の経済・商業関係 (2 単位), 行政技術 (4 単位), 国際関係史 (2 単位), 政治経済学 (3 単位)
- ・後期: 2 か月間の現場実習 (2 単位), 卒業論文 (1 単位)

(3) カリキュラムの実施状況¹¹

法・政治学部『法・政治学部の2000-2001年度における教務報告』によれば, 法・政治学部におけるカリキュラムの実行における成果としては, このカリキュラムを採用してから2年間, 司法及び行政部門の面における学士号レベルの法律家を育成して社会で活用できるようにかなりの数を送り出すことができ, 卒業生の質においても十分なものである点を挙げている。

一方, 問題点としては, 法・政治学部が, 国立大学の一学部として発足してからまだ新しい学部であり, 過去においては学年制を採用していたために, 教員が, 単位制による教育や制度の利用について詳細に深く理解できていない点を挙げている。

カリキュラムを実行する際における方針としては, 当面において, カリキュラムの質を高めて, 少しずつ国際的なレベルのものになるように改善し, 並びに専門家を招聘してセミナーを開き, 教員が単位制について詳細に理解し及び大学全学において統一的に実施できるように, 教員に対して説明を行うとしている。

第3 法・政治学部の教授陣

1 教員構成

事務・総務課による, 「2001-2002年度法・政治学部教職・職員統計」によれば, 教職員及び職員数は, 全部で59人 (女性17人) であり, 修士号を習得するために日本に留学している人数が4人, タイに留学している人数が4人いる。そのほか, 学内の教員に加えて, 司法省, 国立政治・行政学院, 国会, ビエンチャン特別市裁判所, 商業省, 銀行, 外務省, その他の省庁からの非常勤講師を招いている¹²。ラオス国立大学法・政治学部教員の一覧は, 以下のとおりである。

ラオス国立大学法・政治学部教員一覧表（2001-2002年度）

	名 前	学 歴	専 門	出身省庁
1	ブンウム・パパスサラーン	学士以上	法律	教育省
2	シーパン・マニーウオン	修士号	哲学	教育省
3	ブンティアン・ポムマチャン	修士号	哲学	教育省
4	ソムパン・チャンタリーウオン	修士号	行政法	司法省
5	ブンホーム・サイニャウオン	学士号	言語文学	
6	ウンフアン・パナーワン	学士号	フランス語	教育省
7	ケーオマニー・サンティスック	学士号	フランス語	教育省
8	ラムペーンチャン・カンタウオン	学士号	フランス語	教育省
9	ブンリャン・ウオンサムパン	学士号	フランス語	教育省
10	ペツマニー・ルアンシーチャムパー	学士号	英語	司法省
11	カムサーイ・チャンタラー	学士号	英語	司法省
12	ソムサック・シーリティップ	学士号	英語	司法省
13	クントーン・チャンタラシー	学士号	英語	司法省
14	ブアポーン・ブンサワット	学士号	フランス語	教育省
15	ブアトーン・チャンタウオン	学士号		司法省
16	スリニャン・ルンチャンター	学士号	経済学	学卒
17	ソーパーポーン・スリニャウオン	学士号	経済学	学卒
18	シーポーン・ウオンハーラート	学士号	経済学	学卒
19	ケーオサーイチョン・サーイスワンナウオン	学士号	政治学	学卒
20	ブンミー・ラーツサミーサイ	学士号	政治学	学卒
21	ウィライ・ランカーウオン	学士号	政治学	学卒
22	ブンニャデート・ダーオパシット	学士号	政治学	学卒
23	ポーンサイ・パパスサラーン	学士号	政治学	学卒
24	スビン・セーンサワーン	学士号	政治学	学卒
25	カイソーン・ブワペンシー	学士号	政治学	学卒
26	ソムマニー・ウオンカムパー	学士号	政治学	学卒
27	キッティサック・ブツサーセーン	学士号	法律学	学卒
28	ブントウン・シートウアンケーオチャムパー	学士号	法律学	学卒
29	プーサイ・チャンタウオン	学士号	法律学	学卒
30	トーンカム・ローヤーン	学士号	法律学	学卒
31	レンサック・ブンタラート	学士号	法律学	学卒
32	サオワーン・トゥートワチー	学士号	法律学	学卒
33	アーヌソーン・ブワラパン	学士号	政治学	学卒
34	セーンパーワン・ウタチャック	学士号	政治学	学卒

35	ソムポーサイ・ウonderラー	学士号	政治学	学卒
36	ニャーッアールン・シーパスート	学士号	法律学	学卒
37	カムパーワン・ドゥアンナパー	学士号	法律学	学卒
38	カムパーン・ウオンパチャン	上級	法律学	司法省
39	セーンタウィー・インタウオン	上級	法律学	司法省
40	クンカム・シーハーラート	中級	財務	司法省
41	チャイポー・タムマウオンサー	中級	医学	司法省
42	パンニャー・サワイラッタセーナー	中級	会計財務	学卒
43	オーンター・ソーブンニャー	中級	会計財務	司法省
44	ミーライカム・サイニャウオン	初級	タイプ	学卒
45	カムピウ・ウィライポー	初級	タイプ	学卒
46	チーンラー・スクサワット	初級	車運転	司法省
47	サーコーン・パディーチット	初級	車運転	学卒
48	カイソーン・インシーリー	学士号	英語特別	司法省
49	カム・カームワン	初級	衛生(契約)	学卒
50	エン	初級	衛生(契約)	学卒

海外及び国内で勉強している職員

	名 前	学 歴	専 門	滞在機関
51	ポーケオ・シハー	中級	会計財政	国立大学(フランス語)
52	トーンチャン・スックサクン	学士号	政治学	日本
53	ウィアンウィライ・ティアンチャンサイ	学士号	法律学	日本
54	スクサモーン・パタムマウオン	学士号	英語	日本
55	ピアンパチャン・ケーオウオンウィチット	学士号	英語	日本
56	パイマニー・サイウオンサー	学士号	法律学	タイ
57	ウィサイ・シーハーパンニャー	上級	法律学	タイ
58	ブンコン・ペッダーオフン	上級	政治学	タイ
59	セーンペット・ウタイ	学士号	政治学	タイ

教員と担当科目対応表(2000-2001年度)

<法律学科>

(学内教員)¹³

	名 前	科 目
1	セーンタウィー	民法(総論)
2	スリニャン・ルンチャンター	関税租税法, 保険法, 事業法, 投資法

3	カムパーン・ウォンパチャン	刑法（総論）
4	ブントウン・シートーンケーオチャムパー	ローマ法民法，労働法
5	キッティサック・ブッサーセーン	裁判所組織，司法機関
6	プーサイ・チャンタウォン	民法（各論）の代行
7	トーンカム・ローヤーン	刑法（各論）の代行
8	レンサック・ブンタラート	関税・税法の代行
9	サオワーン・トゥートワチー	刑事訴訟法の代行
10	ポーンサイ・パパスサラーン	刑法（総論）の代行

（学外講師）¹⁴

	名 前	所 属	科 目
1	ダーウォーン・ワーンウィット	最高裁判所	民法2
2	キシム・シーパンガム	司法省	刑法2
3	セーンパチャン・ウォンポートーン	司法省	刑事訴訟法
4	セー・サイサナデート	最高裁判所	民事訴訟法
5	ヌワントーン・ウォンサー	最高裁判所	訴訟書類作成技術
6	スッター・チョームマニーチャン	司法省	刑事訴訟法
7	ケート・キヤッティサック	司法省	法律一般
8	フイ・ポンセーナー	司法省	フランス語による法律
9	トーンディー・ケーオマニー	司法省	法律一般
10	チョームカム・ブパーリーワン	司法省	刑法一般
11	デー・ポムサワン	特別市人民裁判所	刑法2
12	パイウィー・シーブアラーパー	特別市人民裁判所	民法2
13	リッナーロン・ポンセーナー	司法省	法律一般
14	ケートケーオ・ラーサコンムーアン	司法省	フランス語による法律
15	シーダー・ロックアーポーン	司法省	法律一般

<政治学科>

（学内教員）¹⁵

	名 前	科 目
1	ブンティアン・ポムマチャン	党・国の政策路線
2	ブンミー・ラーッサミーサイ	行政技術
3	ウィライ・ランカーウォン	国際公法
4	ケーオサーイチョン・サーイスワンナウォン	国家と法理論
5	シーパン・マニーウォン	国家行政哲学
6	ソムマニー・ウォンカムパー	土地・森林・水資源法

7	ソムパン・チャンタリーウォン	行政法
8	スビン・セーンサワーン	労働法, 開発行政代行
9	カイソン・ブアペンシー	国際関係史代行
10	ソーパーポーン・スリニャウォン	比較行政法
11	ブンニャデート・ダーオパシット	国際商業関係代行
12	ソムポーンサイ・ウォンダーラー	助手
13	セーンパーワン・ウタチャック	助手
14	アーヌソン・ブアラパン	助手
15	シーポーン・ウォンハーラート	投資法代行

(学外講師)¹⁶

	名 前	所 属	科 目
1	ウィサイ・パンダヌウォン	首相府	開発行政
2	モンクン・サソーリット	外務省	国際関係史
3	ソムリット・チンダーウォン	外務省	国際経済・商業関係史
4	パンノーラー・トーンチャン	司法省	行政法
5	カンペット・テーッダーワン インペーン・ペットマニー ブントウム・タヌサイ	ドン・カムサーン財務学校 ドン・カムサーン財務学校 ドン・カムサーン財務学校	国家財政 国家財政 国家財政
6	プーウォン ワンナー・ブンリートー ブンムーアン	工学部 工学部 工学部	政治経済学 政治経済学 政治経済学
7	ブンポーン・ポムマー	行政学院	人事行政
8	ブーイシー・ラーツサポン	行政学院	機関行政
9	ブンミー・シーチャン	行政学院	行政技術
10	トーンライ・シースッダム	行政学院	機関行政
11	シット・インタウォン	民間	土地・森林・水資源法

第4 法・政治学部の学生

1 ラオス国立大学への入学方法

ラオス国立大学法・政治学部の学生には、計画内学生と、計画外学生の2つの種類がある。計画内学生とは、教育省の入学者の配分計画に従って入学した学生であり、計画外学生は、全国レベルの入学選抜試験を合格して入学した学生である¹⁷。また、計画内学生には、各省庁で働いていた職員が更に専門を積むために入学することがあるが、条件は、国の職員であり、業務成績が良く、2年以上の実務経験を経ていることである¹⁸。

計画内という優遇的な選抜方法を採用している目的は、現在のラオスにおける教育水

準の地域間格差を考慮して、首都ビエンチャンに比べて教育条件が恵まれない地方の県からの学生を確保することにある。一方、計画外選抜は、能力に応じた学生選抜を行うための制度であり、この2つの制度でバランスを確保している。

ラオス国立大学法・政治学部のブンティアン教員及び、ラオス国立大学教務部のスアック教員からの聞き取りによれば、計画内学生と、計画外学生に対する選抜方法は、以下の通りである。

(1) 計画内学生

計画内学生については、まず教育省が、年度ごとの学生受入計画を作成する。その後、その計画に従って、各県に学生配分数を割り当てる。各県においては、県教育課がその年に高校の卒業試験の優秀な学生から候補者を選抜する。選抜においては、女性の学生を優先するように配慮することになっている。

計画内学生には、2つの種類があり、普通科教育を卒業した学生で大学に進学する者は、奨学金を得ることができる。一方、様々な省庁に勤務している職員で、学生配分を受けて大学に入学する者は、一般教養学部においては、1学期間だけ学習すればよく、また在学中も引き続き給与を得ることができる。ただし、職員で学びに来た者は、学習が終了し卒業した後自らがかつて属していた部局において引き続き業務に従事しなければならない¹⁹。

(2) 計画外学生

計画外学生は、全国国立大学試験に合格して入学した学生である。全国国立大学試験を管理するラオス国立大学入学者選抜試験委員会は、教育大臣がこれを任命し、委員長には大学総長、副委員長には、一般教養学部学部長、委員には、教育省職業教育及び高等教育局の代表、大学本部財務部、大学本部教務部が参加する。試験会場は、全国で18か所あり、ビエンチャン特別市以外の県においては、県教育課長が代表となり、大学及び教育省の代表が副代表を務め、その他県内の人材が参加する。入学試験は各県において7月に行われる。ただし、試験問題は全国同じである。

2 2年生を終了して各学部へ進学する選抜方法

計画外の学生たちは、試験合格後、大学入学時に進学希望学部をあらかじめ登録する。教育省の配分計画に従って入学した学生（計画内学生）は、関係部局及び教育省による配分によって定められた学部・学科を登録しなければならない²⁰。

スアック教員からの聞き取りによれば、一般教養学部を終了した学生が各学部へ編入するに当たっての過程は、まず、ラオス国立大学総長が、全学レベルの選抜審査委員会を任命する。委員会においては、大学副総長教務担当が委員長を務め、一般教養学部学部長、教育省職業教育及び高等教育局の代表、各学部（10学部）からの代表、大学本部教務部が委員となって、教育省の各学部への学生配分数を検討し、各学科に配属予定である学生の成績条件を検査して決定する。

3 法・政治学部の学生の構成

ブンティアン教員からの聞き取りによれば、法・政治学部が国立大学に編入される以前は、学校は司法省の管轄下にあったため、その当時に入学者は、司法省の管轄下にあった。そのため、1999-2000年度以前においては、司法省が、学生への教育及び卒業後の学生の職業への配属に関する管轄権を有していた。そして、2000-2001年度及び2001-2002年度においては、司法省の選抜した学生と、国立大学の選抜した学生の両方が在籍し、2002-2003年度以降、国立大学による選抜の学生のみになる。

政治学部事務・総務課における聞き取りによれば、2001-2002年度において、学生全体の人数は、699人（女性181人）である。法・各学年の学生数は、以下のとおりである。

- ・ 3年生：148人（女性57人）、計画内学生 32人（女性10人）
- ・ 4年生：131人（女性22人）、計画内学生 25人（女性05人）
- ・ 5年生：420人（女性86人）、計画内学生242人（女性42人）

学生の計画内学生及び計画外学生、出身県別のデータは、これまで学生に関する資料が大学本部でのみにおいて管理されていたために十分把握されていない。現在、法・政治学部においても、各学年における詳細な学生名簿を作成中である。参考として、2001-2002年度5年次における出身地別の学生の分布は、以下のとおりである。

<法律学科>²¹

出身地	計画内：男	計画内：女	計画外：男	計画外：女
ビエンチャン特別市	52	12	29	13
チャンパーサック県	9	1	13	2
ボーケーオ県	2	0	0	0
ビエンチャン県	13	5	6	6
サワナケート県	10	0	1	0
カンムアン県	9	0	2	0
ルアンパバーン県	6	0	0	0
サーラワン県	1	0	1	0
ウドムサイ県	0	1	0	0
シェンクアン県	4	1	1	0
ボーリーカムサイ県	1	1	2	0
ルアンナムター県	1	0	0	0
アッタプー県	2	0	1	0
ホアパン県	2	1	0	0
サイニャブーリー県	1	1	0	0
サイソムブーン特別区	1	0	1	0

その他、軍事裁判所（計画外男1人）、内務省（計画内男1人）
不明（名前のみ）男1人

<政治学科>²²

	計画内：男	計画内：女	計画外：男	計画外：女
ビエンチャン特別市	55	11	25	20
チャンパーサック県	9	0	4	0
ビエンチャン県	8	4	5	0
サワンナケート県	13	2	5	0
カムアン県	3	1	3	0
ルアンパバーン県	5	0	2	0
サーラワン県	2	1	0	0
ウドムサイ県	1	0	0	0
シェンクアン県	3	0	0	0
ボーリーカムサイ県	2	1	1	0
アッタプー県	1	0	0	0
ホアパン県	3	0	0	0
サイニャブーリー県	5	0	3	0
ポンサリー県	5	0	0	0
セーコーン県	1	0	0	0
サイソムブーン特別区	1	0	1	0

その他、軍（計画外男2人）、教育省（計画内男1人）

不明（名前のみ）男2人

4 卒業後の進路

前述したとおり、2001-2002年までは司法省が学生の卒業後の進路に対する責任を負っているため、法・政治学部においては学生の卒業後の進路を把握していない。原則としては、司法省人事局が、卒業後の学生の進路に関する管理を担当しており、学生が就職活動をするにおいては人事局より許可書を得なければならないことになっているが、実状ではほとんど行われていない。というのも司法省が卒業生の進路について責任を引き受けきれないため、実際には学生達は独自に就職活動を行っているからである。そのため、学生の卒業後の進路については、司法省人事局においても把握されていない。

参考として、学士レベルが与えられるようになった1998-99年度の卒業生以降において、司法省が採用した学生の数と勤務先を示す。

1999年11月16日²³

法律専攻：男：ポンサリー県裁判所：1人、ウドムサイ県裁判所：1人、ボーケーオ県裁判所：1人、シェンクアン県裁判所：1人、サワンナケート県裁判所：2人、ボーリーカムサイ県裁判所：2人、女、0人

政治学専攻：男：チャンパーサック県裁判所：1人，カンムアン県裁判所：1人，サイソムブーン特別区：1人，ビエンチャン市裁判所：1人，女：ホアパン県裁判所：1人

経済法専攻：男：ルアンナムター裁判所：1人，サイニャブーリー県裁判所：1人，女，チャンパーサック県裁判所：1人

2000年1月18日²⁴

法律専攻：男：ボーケーオ県裁判所：1人，ビエンチャン県裁判所：1人，カンムアン県裁判所：1人，サワンナケート県裁判所：2人，ビエンチャン特別市裁判所：2人，司法省司法制度管理局，1人，司法省公証人局1人，女：ビエンチャン県裁判所：1人，ビエンチャン県ワンビエン郡裁判所：1人

政治学専攻：男：サイソムブーン特別区裁判所：1人，ビエンチャン県裁判所：1人，ボーリーカムサイ県裁判所：1人，カンムアン県裁判所：1人，サワンナケート県裁判所：1人，チャンパーサック県裁判所：2人，司法省人事局：1人，ビエンチャン特別市裁判所：2人，ビエンチャン特別市パークグム郡裁判所：1人，女：0人

経済法専攻：男：ルアンパバーン県裁判所：1人，ビエンチャン県裁判所：2人，チャンパーサック県裁判所：1人，サーラワン県裁判所：1人，ビエンチャン特別市裁判所：3人，ビエンチャン特別市ハーッサイフオーン郡裁判所：1人，女：司法省公証人局：2人，司法省裁判官訓練学校：2人

2000年10月17日²⁵

法律専攻：司法省判決執行局：1人，ビエンチャン特別市裁判所：1人，ビエンチャン特別市ハーッサイフオーン郡裁判所：1人，ウドムサイ県司法課：2人，サイニャブーリー県司法課：2人，ルアンパバーン県司法課：1人，ビエンチャン県司法課：2人，ボーリーカムサイ県司法課：3人，カンムアン県司法課：2人，サワンナケート県司法課：1人，チャンパーサック県司法課：2人，サイソムブーン特別区裁判所：1人，女：ビエンチャン特別市裁判所：2人，ビエンチャン特別市パークグム郡裁判所：2人，ホアパン県司法課：1人，ルアンパバーン県司法課：1人，カンムアン県司法課：1人，サワンナケート県司法課：3人

政治学専攻：男：ビエンチャン特別市パークグム郡裁判所：1人，ホアパン県司法課：1人，サイニャブーリー県司法課：1人，ビエンチャン県司法課：1人，ボーリーカムサイ県司法課：2人，カンムアン県司法課：1人，サワンナケート県司法課：1人，女：司法省人事局：1人

2001年3月6日²⁶

法律専攻：男：司法省官房局：1人，司法省法律局：1人，司法省司法制度管理局：1人，司法省人事局：1人，司法省法律普及局：1人，ビエンチャン特別市サントーン郡裁判所：2人，ポンサリー県司法課：1人，ウドムサイ県司法課：1人，ボーケーオ県司法課：1人，ビエンチャン県司法課：3人，チャンパーサク県司法課：2人，女：裁判官訓練学校：1人，ビエンチャン特別市シーコート郡裁判所：1人，ビエンチャン特別市サイセッター郡裁判所：1人，ルアンナムター県司法課：1人，ビエンチャン県司法課2人

政治学専攻：男：司法省官房局：1人，司法省司法制度管理局：1人，司法省公証人局：1人，裁判官訓練学校：1人，司法省法律研究所：1人，サイニャブーリー県司法課：1人，ルアンナムター県司法課：1人，ウドムサイ県司法課：2人，ホアパン県司法課：1人，セーコーン県司法課：1人，サイソムブーン特別区司法課：1人，ボーリーカムサイ県司法課：1人，女：司法省公証人局：2人，司法省判決執行局：1人，サワンナケート県経済仲裁課：1人

経済法専攻：男：チャンパーサク県司法課：1人

2001年8月30日²⁷

法律専攻：男：ビエンチャン特別市シーサッタナーク郡司法部：2人，サイニャブーリー県司法課：1人，チャンパーサク県司法課：1人，女：0人

政治学専攻：男：司法省人事局：1人，ビエンチャン特別市チャンターブリー郡裁判所：1人，女：司法省法律執行局：1人

2002年1月2日²⁸

法律専攻：男：ビエンチャン特別市チャンターブリー郡裁判所：1人，アッタプー県司法課：2人，ボーケーオ県司法課：1人，サーラワン県司法課：1人，ウドムサイ県司法課：1人，サイソムブーン特別区：2人，シェンクアン県司法課：2人，ルアンナムター県司法課：2人，セーコーン県司法課：1人，女：ビエンチャン特別市シーサッタナーク郡裁判所：1人，セーコーン県司法課：2人，ポンサリー県司法課：1人

政治学専攻：男：ウドムサイ県司法課：1人，ポンサリー県司法課：1人，ホアパン県司法課：1人，女：司法省法律普及局：1人，司法省法律研究所：1人，裁判官訓練学校：1人，ホアパン県司法課：1人

第5 法・政治学部の教務活動

1 一般的教務活動

法・政治学部『法・政治学部の2000-2001年度における教務報告』第1106号によれば、学生に対する教育・教務活動における順調な点としては、法・政治学部の指導部の配慮

がよく行われ、教員からの協力を受けているために、教育・学習はこれまでの学期においても成果を上げていることであるとしている。一方、問題点として、以下の点を挙げている。

- ・教育・学習において利用する手引書がない
- ・法・政治学部教員が、過去において教職科目を学んでおらず、学生に知識を教授するために持っている教訓及び経験が少ない。
- ・法・政治学部の内部に経験のある教員が不足しているために、外部からの非常勤講師を招いている。
- ・教育を行う面で使用する機材が欠如している。

また、学生の学習に対する評価は、学生の数が多いために、学部側が十分な評価ができていないことを指摘している。各学年における、1999-2000年度から2000-2001年度への進級に関しては、2年次から3年次においては、留年者が2名、3年次から4年次においては、留年者なし、4年次から5年次においては、2名が留年した³⁰。

2 現場実習活動

法・政治学部において学ぶ学生は、5年次の後期において現場実習に参加する。ブンティアン教員からの聞き取りによれば、現場実習の実行過程は、以下のとおりである。

担当組織に関しては、大学本部が、現場実習担当委員会を任命し、現場実習に関する決定書を送る。同委員会は、実習先の下調べをする教員及び学生を現場実習先に送り届ける教員を任命する。

5年次の10月に、事前に学生に対して実習場所の要望調査を実施する。学生の中には、自分で実習先に連絡をとる人もいる。学生からの要望を受けた後、その現場実習先に対して教員が下調べを行う。11月、12月には、各県に実習に行く人の名前を掲示し、前期試験が終了した2月の半ばにそれぞれの現場実習先ごとに学生の班をつくり、現場実習を開始する。

現場実習の受け入れ機関は、中央の場合は、司法省、教育省、外務省などの省庁、最高人民裁判所、ビエンチャン市裁判所などである。他の県の場合は、県庁、県検察庁、県裁判所において、実習を行う。他の県において実習を行う場合、県教育課が実習生の生活、宿所に責任を負い、実習生の面倒を見ることを助ける。約1か月間現場実習を行った後、3月の終わりごろに学校に帰ってくる。各現場実習の班長が活動報告書を学校に対して提出するほか、各メンバーは、活動日記を学校に提出する。その他、現場実習受入機関は、学校に対して評価文章を提出する。4月に現場実習の内容に関する口頭試験を行う。単位数は2単位であり、点数は班ごとではなく、各個人に対して与えられる。

現場実習の実行において困難な点は、予算が十分でないことである。学生を送ったり、監督を行ったり、下調べに行くお金も支出されるが、教員や学生が立て替えている。現場実習に対して出される補助金は、計画の学生の場合は1日1,400キープが与えられる。また、他県に行く場合交通費が支給される。宿泊費は県の側が負担するので支払わなく

てもよい。

3 論文作成活動

法・政治学部のカリキュラムに従い、5年次の学生は、現場実習の終了後に卒業論文を執筆し、口頭審査試験に合格しなければならない。論文作成の活動について、ブンティアン教員からの聞き取りを行った結果は、以下のとおりである。

論文作成活動の過程としては、12月から1月にかけて、学級委員長又は班長が、論文を書くための学生のグループを組織する。1グループのメンバー数は最も多くて、6人である。12月から4月に、先生が各グループに題目を与える。これは、題目が重ならないようにするためである。その後、グループ毎に論文を書く。論文が執筆できたグループは、指導教官からの許可を得た後に論文を学部へ提出する。提出から2週間以内に論文審査を受ける（6月から7月頃）。

論文指導教官は、学内の教員でも学外の非常勤講師でもよいが、資格要件として、学士号を持つ教員は、実務経験が5年以上必要であり、修士号を持つ教員は、実務経験が2年以上必要である。（しかし、現状では教官が不足しているために、実際には上記資格要件を満たさない教員も論文指導を行っている）。指導教官一人あたり、責任を負うグループは3グループを越えてはならない。論文審査委員会は、3人の学内の先生で構成する。非常勤講師は、審査に参加して傍聴し、内容について説明することができる。審査委員には、指導教官は含まれない。

論文の形式は、20ページ以上でなければならない。単位は2単位が与えられる。グループで書くが、点数は個人に対して与えられる。点数の数え方は全部で10点満点のうち、内容が6点、書式が1.5点、口頭審査が2.5点である。

論文指導における問題点は、非常勤講師が、期限どおりに論文を送り返してくれない点である。また、非常勤講師に対しては、論文のチェックについて一人あたり、70,000から100,000キープ（日本円にして約1,000円から1,400円）が支払われるが、学内の教員には何も支払われていない。また、学生の学力レベルがまちまちであり、何人かの学生は自分で書くことができず、資料を集めた後でどうしたらよいかわからない。学生が自分自身で考えることができない。また、学生の数が多いのに学内の審査委員の数が少ない、という点を挙げるができる。

第6 課外活動及び図書室業務

1 学生の課外活動

学生の学習以外の課外活動に関しては、学生活動課が監督している。課外活動について、担当のラムペンチャン教員から聞き取りを行った結果は、以下のとおりである。

(1) 学生寮の管理活動

寮の管理業務は、寮の秩序の監察、寮の学生の生活を見ること、寮の清掃及び衛生を見ることその任務であり、トーンカム教員が指導教員である。

法・政治学部の寮としては、ドーン・ノックム寮と、中級総合技術学校寮の2つの寮があり、そのうちドーン・ノックム寮には138人（女性47人）、中級総合技術学校寮には、86人（女性0人）の学生が生活している。

各寮には学生によって組織される寮委員会があり、4人の学生が寮委員を務めている。指導教官と寮委員会の関係は、指導教官は全般的な指導を行い寮内の計画を作成する。一方、寮委員会は指導教官が作成した計画を実施する役割を負う。

寮で生活するための条件は、他県から来た学生、又は家が遠い者であり、寮に入る学生は、住居証明書、身元保証書、申請書、写真、健康診断書を揃えて提出しなければならない。また、寮費を支払わなければならない。計画内学生は、1か月3,000キープ、計画外学生は、1か月5,000キープである。

学生の食事は自己管理であり、寮内に食堂はない。

寮の抱える問題点は、広さ及び施設が十分でないことである。例えば、ドーン・ノックム寮では、寮の建物の設備十分なものではなく、中級総合技術学校においては、水道が十分ではなく、2階及び3階にはトイレがない。その他に、中級総合技術学校寮は、法・政治学部の学生だけが暮らしているのではなく、多くの学校の学生と一緒に暮らしている（法・政治学部、工学部、中級技術学校の学生）。そのために、学生の管理が難しい点である。

(2) スポーツ活動

レンサック教員及びケーオサーイチョン教員が担当教官である。毎日夕方4時以降、スポーツ活動がある（サッカー、バレーボール、セパタクロー及びバスケットボール）。学生が自分達で楽しんでいる。

学外との活動としては、大学内での試合への参加、外部の部局との親善試合への参加を行っている。学校のカリキュラムには、体育科目はない。

活動上の困難としては、予算面における不足である。運動用具、運動衣服は、1セットしかない。ボールも一つしかない。

(3) 宣伝・情報活動

学生に学内のことを知らせるように情報を流す活動である。主に掲示板に掲載する。その他に、大学本部の雑誌に載せるために、レポート、詩、笑い話などを投稿している。また、法律のいくつかの条文を大学本部の雑誌に掲載するために送っている。

討論会を月に一度開いている。題目は、「逮捕における規則」など、法律に関するものである。

(4) 芸能活動

担当教官は、ソーパーポーン教員である。活動は、学内・学外でさまざまな行事（先生の日、建党記念日、新年の日）があるときに学生のグループが伝統的な踊りを披露したり、歌を歌う活動を行う。芸能班は、学生から選抜し、条件は、学生の才能、また体格が同じぐらいであることである。

活動上の困難としては、予算が十分ではなく、衣装は外部から借りてこなければな

らない点である。

(5) 清掃活動

担当教官は、クントーン教員である。学生は、毎週水曜日の午後に、全校清掃を行う。これには全ての学生が参加し、参加は課外活動として学校に評価される。

2 図書室業務

法・政治学部には、学部の図書室があり、管理は図書室長であるウンフアン教員が担当している。同教員からの聞き取りによれば、活動は以下の通りである。

図書室の職員は3人であり、図書室長と補助職員が2人で構成している。業務時間は月曜から金曜までで、午前8:00-12:00、午後13:30-16:00に利用できる。(水曜日の午後は閉室している。)学生は、1回に2冊、2週間の期限で借りることができる。教員は、2週間の期限で、2、3冊借りることができる。

蔵書数は、約4,000冊ある。その中には、ラオス語の本のほかに、フランス語、英語、タイ語、ロシア語、ベトナム語、中国語、クメール語、日本語がある。分野としては、法律分野の本のほかに、一般的知識に関する本がいくつかある。また、雑誌や新聞が置かれている。これらの本は、いくつかは学校が購入したものであるが、多くは援助によって送られたものである。例えば、行政学院、大使館、援助機関（スウェーデン国際開発庁(Swedish international development agency ; 以下、Sida)やフランス)からの支援である。

図書室は、2001年から Sida からの援助により改善が行われている。支援によって図書室内の机、椅子、本棚などが寄贈された。

図書室業務における問題点は、以下の2点である。

- (1) 人材面：図書室管理の技術者がいない。図書館管理業務について学んだ人がいないために、図書室管理が行き届かない。時には本が紛失することがある。(学生が本を盗んでいってしまう)。本の分類方法が、原則通りにできない。
- (2) 設備面：机、椅子、本棚が不足している。コンピューターが1台しかない。本を整理するプログラムが不十分である。現在、プログラムは英語によるシステムであって、ラオス語やタイ語はできない。そのため、コンピューター分野における専門家を求めている。もし可能であるならば、学生が本を探すことができるように、学生のためのコンピューターが欲しい。また、本を探すにおいて世界と交流するためにインターネットが使えるようにしたい。

第7 法・政治学部の国際交流・協力活動

1 大学間交流

法学部と海外との交流関係について、国際交流担当のウィライ教員より聞き取りを行った結果は、以下のとおりである。

(1) ハノイ法科大学

ラオスの司法省とベトナムの司法省の間における、「ラオスにおける法制度改革」支援協力協定に基づいて交流が行われている。内容は、ラオスの法・政治学部の職員及び教員の能力向上(スタディーツアー、技術面における支援)と法律情報提供である。現状では、まだ本格的に実行されていないが、法律情報提供や、2001年10月に、ラオス法・政治学部長及び5人の教員が10日間ベトナムを訪問するなど、教員の能力向上のためのスタディーツアーが行われた。

(2) イタリア

イタリアとの間では、ラオス国立大学法・政治学部及びイタリアのトリノ大学、及びベトナム国立大学の大学間の技術面での三者協力協定が結ばれている。内容は、ラオス、ベトナム、イタリア間の法律分野の技術面における協力であり、イタリアには、ラオス法・政治学部の職員1人が、3ヶ月の短期研修に行き、ベトナムとは、2001年に、技術面における資料の交換やカリキュラムの改善に関する講演をおこなった。

(3) 日本

日本においては、教育・研究上の交流及び協力を発展させるために、名古屋大学とラオス国立大学との学術交流に関する協定が2001年4月に結ばれた。過去においては、この学術交流協定に基づいて、3人の留学生が、名古屋大学法学部法学研究科において修士号を取得するために留学している。そのうち、ソムパン・チャンタリーウオンは、2001年8月に名古屋大学を卒業してラオス国立大学法・政治学部に復職している。現在、ウianウイライ・ティアンチャンサイとトーンチャン・スックサクンが留学中である³¹。

その他に、JICAによる現地セミナー及び法整備支援国別特設研修が実施されており、ラオス国立大学法・政治学部からも、教員が参加している。これらは、ラオス法整備分野の支援として、1998年度に始まり、その中でも国別特設研修は、法務省法務総合研究所及び名古屋大学を受入機関として、ラオスの実務者育成を目的として、研修員を日本に招へいし、法律関係機関の見学等も交えながら、約1か月間の研修を実施している³²。ラオス国立大学からの参加者は、1998年度に2名(ブンホーム・サイニャウオン、ソムパン・チャンタリーウオン)、1999年度に3名(セーンペット・ウタイ、ウianウイライ・ティアンチャンサイ、カムパーン・ウオンパチャン)、2000年度に3名(シーパン・マニーウオン、ウイライ・ランカーウオン、セーンタウィー・インタウオン)、2001年度に3名(キティサック・ブッサーセーン、シーポーン・ウオンハーラート、ケーオサーイチョン・サーイスワンナウオン)である³³。

(4) フランス

フランスとの交流関係は、ウンファン教員が担当しており、同教員からの聞き取りによれば交流活動の概要は以下のとおりである。

AUF (Agence des Universités Francophone) は、1997年に結ばれた協力協定であり、現在では、全学レベルの協定となっている。内容は、以下のとおりである。

① 資金提供：ラオス人の教員を雇って、フランス語及びフランス語による法律科目

を教える。

- ② 学生に対する海外研修：フランス語能力を向上させるために、成績が良い学生に試験を行って1, 2名を選抜し, 1, 2か月間フランス, 又はフランス語圏諸国へ送る。これは, 将来, 各省庁で交流が行えるように, フランス語で法律を理解させるためである。
- ③ 教官の教育能力向上：国内の場合は, 1, 2週間, 海外の場合は, 3, 4ヶ月間フランスへ送る。目的は, フランス語による教育を行うためのテキストの改善と言語の向上である。そのため, テキストの原型をもってフランスに行く。1年に1, 2人を必要に応じて送っている。既に, 法・政治学部の5, 6名の教員がフランスへ渡航してきた。
- ④ セミナー：専門家を呼んで, セミナー及び講演を開催する。
- ⑤ 本及び書類の面の支援：フランス語図書室 (Espace Francophone) への支援として, ビデオ, テレビ, 衛星放送, TV 5を設置し, フランス語教育の面における活動を組織する。
- ⑥ 国内及び海外において開催される会議への責任者の招待。

FUF (Filierè Universtere Francophone de droit) は, フランス語によって法律教育を行い, 単位を与える制度である。これは, 一般教養学部を終えた学生, 又は Filierè 制度に基づく一般教養課程を修了した学生の中から対象学生を選抜して教育を行う。現在, 3年次が11人, 4年次が11人, 5年次が14人所属して教育を受けている。この制度の学生は, 学習を休まないこと (20%を越えないこと), 法律科目の成績が10のうち5以上でなければならない, 勉強ができない学生は, 一般の教育カリキュラムへ戻される。また, 学生は, 成績に従って奨学金を受け取る。例えば, 成績が5.5から6.99であれば, 35,000から55,000キープ, 7から7.99であれば, 55,000から65,000キープ, 8から10であれば, 80,000から100,000キープを得ることができる。(ただし, 4時間以上授業を休まないことが基本条件となる。)

科目は, フランス語 (1週間に6時間), 法律科目 (2科目6-8時間), フランス語による卒業論文 (能力があるもののみ) を受けなければならない。この制度を終了すると, AUF から卒業証書が出され, 成績優秀な学生 (成績が良く, 優れた論文を書いた者) は, ベトナム, カンボジアにおいて修士レベルの教育を受けることができる。この制度を担当する先生は, 司法省, 外務省, 国会で働くラオス人の役人である。

その他に, フランス語教育の支援が行われている。これは, フランス語学院からの支援により, 一般の法・政治学部の学生に対してフランス語を教育するものであり, 前期に1週間当たり8時間, 後期に1週間当たり4, 6時間行っている。フランス人の専門家が1人教えに来るほか, ラオス人教師が6人おり, 彼らは, 月450フラン (40,000キープ) の補助金をもらっている。

その他に, フランス大使館からの支援として, 教育に用いる機材の供与 (マーカー, 教科書, テープ, ビデオ, コピー機) が行われ, またフランスで学士号を取得するた

めに5年次を終了した学生から選抜してフランスへ留学させている。過去に、97年度3人、99年度2人、01年度1人採用された。

(5) スウェーデン

法・政治学学部への支援として、2000年10月から「ラオスにおける法学教育および訓練の強化（Strengthening of Legal Education and Training in Lao P.D.R.）」プロジェクトが行われている。スウェーデン Sida によって資金提供されているプロジェクトであり、スウェーデンのウメオ大学が協定校となっている。今期のプロジェクト契約は、2003年6月までの3年間で、120万ドルのプロジェクトである。2001年1月より、ウメオ大学法学部からエリック（Erik Häggqvist）氏が、法・政治学部に対する技術顧問として法・政治学部に常駐している。

プロジェクトの主な目的は、法・政治学部のあらゆる面における教育、研究、事務能力の向上であり、そのために、職員の能力強化及び学部の物質的条件の向上を行う。人材開発がその中心となる目標であり、図書室が継続的な発展及び持続性のための中心と位置づけられている。支援内容は、以下の7点である³⁴。

- ① 運営及び事務の強化：学部のすべての常勤講師を含む人事ファイルシステムの導入、事務通常業務の改善及びカリキュラム開発、機材提供。
- ② 法令集の作成。
- ③ 教科書の作成：学部内外の教員に対して基本的教科書の基本的アウトラインを出すように求め、テーマを設定し、教科書作りに関するワークショップを行う。
- ④ 英語の訓練：学部の教員及び事務職員の一般的及び法律面の英語能力の強化を行う。
- ⑤ 建物の改善：図書館及び教育開発センターの改善及び寮の建設。
- ⑥ 実定法及び対話型教育手法の訓練：2名をタイの大学の6か月から1年の法律コースに参加させる。対話型教育手法を評価するために7人の先生をタイへのスタディーツアーに参加させる。
- ⑦ 図書室及び教育開発センターへの設備提供：本棚、机、椅子、クーラーを設置し、ラオス語及びタイ語の基本的な文献を供与する。

これまでににおいて、Sida との協力業務としての以下のことが行われた³⁵。

- ・プロジェクトに用いる自動車を3台購入。
- ・様々なテーマに関するセミナーの開催。
- ・図書室に入れるべき本を購入。
- ・25台のコンピューターを通常使えるように修繕。
- ・Fax 機を1台購入。
- ・法・政治学部にインターネットを設置し、E-mail が通常に使えるようになった。
- ・コピー機2台を修繕。
- ・職員、教員がコンピューターの利用及び英語の学習を組織。
- ・図書室、専門家の事務室、教育開発センターの修繕。

第8 法・政治学部の抱える課題点

1 教員から見た教育における問題点

教務担当であるカムパーン教員からの聞き取りを基にした、教員から見た法・政治学部における問題点は、以下のとおりである。

(1) 学内における知識と経験を有する教員の不足。

これまでにおいて、学校には知識と経験のある常勤の教員が不足していた。そのため、外部から非常勤講師を呼んで教室で教えてもらわなければならなかった。しかし、非常勤講師は、それぞれの自らの必要な業務上の都合を学校に知らせるのが間に合わない場合があり、そのときに授業が休講になってしまう。

(2) 学校に教科書が無い。

学生が自習において用いたり、教員が教室で教えるための拠所とするための教科書がない。そのために、外部の非常勤講師が自らの授業で使うための講義ノートを作ったら、その先生からそれを一部もらって、図書館に納めておきたい。現在、Sidaの支援プロジェクトにより、刑法(I):スッター講師(司法省)、国際法:セーンペット教員、司法制度:セータウィー教員といった科目の教科書作りを行っている。

(3) 教育に用いる機材の不足

OHP、スライド、テープ、音響、外国語の学習のためのラボラトリーや、資料の記録のため及び学生のコンピューター教育のためのコンピューター、法律、行政に関する本(ラオス語及び外国語)、コピー機、印刷機(テスト問題などの印刷のため)英語によるタイプライターなどの機材が不足している。

2 学生から見た学習・生活における問題点

学生の学習及び生活における困難な点を明らかにするために、ドーン・ノックム寮を訪問し、聞き取りを行った。本内容は、筆者からの学習・生活状況に対する質問に対して複数の学生が集まって説明した内容を集約したものである。

(1) 教室内及び教室外での学習の困難

① 教室内(授業)での問題

- ・学生は、通常どおりに学校に来る。しかし、何人かの学生で、勉強にこない人もいる。理由は、彼らの意欲によるものだと思う。教室内は、衣服や登校に関して、あまり整然としておらず、掃除は、1週間に1回だけなので清潔ではない。授業においてはあまり問題は無い。マイクも調子がよい。
- ・先生は多くは経験が浅く、説明の仕方を知らない。しかし、外部(省庁)から来た非常勤講師は別である。非常勤講師は、他所に仕事があるときは、授業を休講にしがちである。しかし、非常勤講師は教え方がうまく、事例を挙げて学生に説明してくれるので、より明確に理解できる。
- ・もし質問があった場合は先生に質問をする。授業中に内容がわからなかったときは、手を上げて先生に聞く。先生が答えられなかったときは、後日に持ち越しに

なる。

- ・授業においては、説明があまり無く、先生の知識が多くなく、事例を挙げるものが少ない。質問したいと思っても先生が答えられないと思うと質問しない。

② 教室外での勉強

- ・教室外での勉強については、本当に勉強熱心な学生は図書室に行く。その他に、学校以外において、外国語やコンピューターを外部の私立学校、又は国立の学校で習っている。しかし、学期ごとに学費を支払わなければならない。
- ・自習に利用するための本がない。そのために、よそから買ってこなければならない。とりわけ、行政の分野に関する本が不足している。本がない。タイ語の本もあるが、内容がラオスの政治制度に適合しない。
- ・学習は、教室で先生の説明を書き取ることが主である。もし可能であれば、学生各人が、先生から学習に関する資料をもらいたい。学生に予習させておいて、教室での勉強時間に先生に質問できたら良い。
- ・学習に関する資料を探すときは、学校や政治・行政学院の図書室で探す。学校には、必要な本が十分でない。特に行政に関する本がない。先生が学習に関する資料を学生に配って読ませたり、自習させて欲しい。
- ・何人かの先生は、資料を準備して来て、学生に自分でコピーさせてくれる。しかし、お金が有る学生はコピーができるが、お金がない学生は、友達のを写している。
- ・一番良いのは、先生の持っている資料を学校に送って、学校側がそれをコピーして学生に売ったり、図書館に納めてくれることである。学生はそれを借りて家で読むことができる。

(2) 寮での生活について

① 学習面

- ・寮には自習室が無い。学生は主に各自の部屋で勉強している。学んだことを読み返しているが、教室内で書き取ったことに頼って勉強している。学校の図書室は、授業がある時間以外は閉まっている。
- ・希望としては新しい建物が欲しい。自習に便利なように、1部屋当たり2人ぐらいにして欲しい。

② 生活面

- ・ドーン・ノックム寮には34の部屋があり、電気及び水道（新しい）は便利である。扇風機がついている（新しい）。トイレは、あまり問題ではない。掃除は1週間に1度行っている。（水曜日の朝6：00に学校に行く前に行っている。）
- ・料理は、各自で行っており、自己管理である。何人かは、自分の中の部屋において行ったり、また何人かは調理室で調理を行っている。調理室は広くない。調理室には、場所と電気があるだけである。調理道具は自己責任である。
- ・計画内の学生は、1年に33,000キープ、計画外の学生は、1年に60,000キープの

寮費を払っている。生活費は、両親が学生に送ってきている。

- ・男女が同じ敷地内で生活している。しかし、秩序において問題は無い。
- ・水浴びは、男女が近いところで行っている。男性にとっては問題ないが、女性には困難があるだろう。
- ・食事代は、大体1日に5,000キープかかる。
- ・寮の学生の食材に使うための菜園づくりを、冬の間だけ行っている。
- ・運動は、毎日行っている。(サッカー、バレーボール、セパタクロー)、このうち、バレーボールとセパタクローは学校で行っている。

結び

本稿で述べたように、ラオス国立大学法・政治学部は、カリキュラムを改正してから、まだ5年に満たない発展途上の段階にある。そして、現在、法・政治学部において最も必要な改善点は、2点であり、質と量の面における学内の常勤教員の育成、並びに教員と学生が利用することができる法律・政治学に関する教科書作りである。この二つを同時に行っていくことが、今後の法・政治学部及びラオスの法学教育の更なる発展のために不可欠である。本稿執筆において、教員の数や学生数などにおいて、資料により統計的に不統一な部分があった。また、現在ラオスにおいても、私立の単科大学が設立されてきており、その中には、法律や行政について教えている学校もある。それらの私立学校における法学教育や、学生の卒業後の進路についてさらに調査することが、本稿を補う上で必要である。これらは、今後の課題としたい。

参考文献

- ・林田和則「ラオスにおける法学教育」法務総合研究所総務企画部編『ラオス法制度概要』（レポート、2001年1月22日）第3部

本文注（ラオス側の資料は、注8を除きすべてラオス語である。）

-
- 1 ラオス国立大学『国立大学の5年間』2001年11月5日、51頁。
 - 2 ラオス国立大学法・政治学部『2000-2001年度教育計画の実行及び2001-2002年度教育計画の方針』2001年9月4日。
 - 3 教育省人事局「国立大学内の職員の任命に関する決定」第678号、2002年3月13日。
 - 4 教育省人事局「国立大学内の職員の任命に関する決定」第338号、2002年3月5日。
 - 5 教育省人事局「国立大学の執行職員の任命に関する決定」第590号、2001年3月10日。
 - 6 ラオス国立大学「国立大学の副課長、教科講座長、班長、副教科講座長、副班長の任命に関する決定」第1864号、2001年。
 - 7 ラオス国立大学「法・政治学部学士レベルカリキュラム」1999年。
 - 8 Seuak Soukchaleune, "Curriculum Development of the National University of Laos", document, 2002.
 - 9 ラオス国立大学「法・政治学部学士レベルカリキュラム」, 前掲。

- 10 ラオス国立大学「法・政治学部学士レベルカリキュラム」, 前掲。
- 11 ラオス国立大学法・政治学部『法・政治学部の2000-2001年度における教務報告』第1106号, 2002年2月6日。
- 12 「2001-2002年度法・政治学部教職員統計」(法・政治学部事務・総務課, 資料)。
- 13 「法律学科学内教官名簿:2001-2002年度」(法・政治学部教務課, 資料)。
- 14 「法律学科学外教官名簿:2001-2002年度」(法・政治学部教務課, 資料)。
- 15 「政治学科学内教官名簿:2001-2002年度」(法・政治学部教務課, 資料)。
- 16 「政治学科学外教官名簿:2001-2002年度」(法・政治学部教務課, 資料)。
- 17 「ラオス国立大学学士レベル教育及び高等教育」(ラオス国立大学教務部, 資料)。
- 18 教育省『2001-2002年度学生及び職員配分計画』2001年7月。
- 19 教育省『2001-2002年度学生及び職員配分計画』, 前掲。
- 20 ラオス国立大学「1年生及び2年生の学生のための進級, 編入, 科目条件及び基準に関する規則」第375号, 2002年。
- 21 「2001-2002年度5年生法律学科学生名簿」(法・政治学部事務・総務課, 資料)。
- 22 「2001-2002年度5年生政治学科学生名簿」(法・政治学部事務・総務課, 資料)。
- 23 司法省「1998-99年度法律を卒業した学生に対する採用, 等級に関する司法大臣決定」第306号, 1999年11月16日。
- 24 司法省「1998-99年度法律を卒業した学生に対する採用, 等級に関する司法大臣決定」第15号, 2000年1月18日。
- 25 司法省「新しい公務員に対する採用, 等級に関する司法大臣決定」第171号, 2000年10月17日。
- 26 司法省「新しい公務員に対する採用, 等級に関する司法大臣決定」第57号, 2001年3月6日。
- 27 司法省「新しい公務員に対する採用, 等級に関する司法大臣決定」第236号, 2001年8月30日。
- 28 司法省「新しい公務員に対する採用, 給与等級に関する司法大臣決定」第03号, 2002年1月2日。
- 30 法・政治学部『法・政治学部の2000-2001年度における教務報告』第1106号, 上掲。
- 31 「名古屋大学とラオス国立大学との学術交流に関する協定」(2001年4月9日)。
- 32 アジア第一部インドシナ課「ラオス法制度整備分野における協力」, ペーパー, 2001年7月1日。
- 33 国別特設ラオス法整備支援研修コース研修員名簿(平成10年度から平成13年度)。
- 34 Faculty of Law and Political Science, Lao P.D.R., Department of Law, Umeå University, Sweden, “Strengthening of the Legal Education and Training in Lao P.D.R.”, report, 23 January 2001.
- 35 ラオス国立大学法・政治学部『2000-2001年度教育計画の実行及び2001-2002年度教育計画の方針』, 上掲。



授業の風景

女性が前にすわっているのは、男女が一緒に
すわらないようにしている規律のためである。



図書室の様子

スウェーデン Side の援助によって新しくなり、
2001-2002年度に開いたばかりである。